

第6回愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 会議録

開催日時	平成21年 7月16日（木） 午前9時30分～午前11時35分											
開催場所	愛荘町役場 愛知川庁舎 3階 第1委員会室											
傍聴人	1人											
出席者	富野	村木	道明	藤沢	山田	藤田	松浦	山本雅	外川	近藤	前川	
	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	
	山本拓	野々村	森野	西澤		事務局	細江	西川	青木			
	○	○	○	○			○	○	○			
議 事	<ul style="list-style-type: none"> ●委員長あいさつ ●協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ①グループ検討内容について報告 ②意見交換 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 次回の開催日、会場 											

○細江主監 みなさんおはようございます。本日は、村木委員、近藤委員、外川委員の3名の方から欠席の連絡をいただいております。そのほかの方はお揃いをいただきましたので、ただ今から第6回目の検討委員会を始めさせていただきますと思います。

先般5回目の時につきましては2班に分かれていただきまして、お配りをさせていただきましたニセコの自治基本条例、それから米原市の自治基本条例を配らせていただき、2班に分かれていただいて議論をしていただくと。ただ、時間がございませんでしたので、米原市を中心に見ていただきたいというようなことで、自主的に議論をいただきました。

今日は、その2グループの方から代表の方でその議論の中身を発表していただきたいと思っております。道明委員と山本委員の方から発表をしていただくというようになってございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。それでは委員長よろしくお願ひします。

○富野委員長 では、会議の冒頭に一言皆さまにお詫びを申し上げたいと思います。

前は私、日程を一日間違えてしまいまして、皆さんにお時間をいただきながらそこに出られなかったという、委員長としてあるまじき事をしてしまいまして、皆様のお怒りは大変なものというものというように真摯に考えています。起きてしまったことではありますけれど、深くお詫びを申し上げて、今後このようなことがないようにして参りますので、どうかご理解をいただければありがたいと存じます。その上で今日の議事を進めさせていただきますと思います。

座らせていただきます。前回の進み具合につきましては、事務局からいろいろご報告を受けまして、皆さん2班に分かれてご検討いただいたということでございますので、まず、先ほどお話がありましたように、それぞれのご検討の内容を報告していただいてから進めてまいりたいと思います。

基本的には、米原市の条例を検討していただいたわけでございますけれども、愛荘町は愛荘町でございますから、一応ひな形ではありますけれども、それにとらわれることなく、それぞれの項目の必要性とか、あるいは足りないものとか、また町民憲章がございますので、町民憲章とどういうように整合させていくのか、あるいは整合できないのかという議論も若干必要かなということもございますので、そのあたりを中心にして今日は議論を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、ご報告からお願いいたします。

○道明委員 私のグループは、米原市の基本条例に照らし合わせながらいろいろ議論いたしました。今お配りいたしましたのは、改めて私自身が、委員が話の内容として取りまとめたものでございますので、新しく今日配りました方を参照しながら聞いてください。

私のグループでは、順番を追いながら、この条項では何が記述されているのかというような内容の検討と、果たしてこれが私たちの愛荘町に必要なのか、必要でないのか。また、どういうことをイメージしなくちゃならんのかというようなことを考えながら検討しております。

まず前文でございますけれども、「…必要」と書いてありますけれども、これはぜひやはり前文はつけていきたいと。特にこの前文では、私たちのまちにおけるまちづくりの基本的な精神・理念をここにきちんと知らしめておきたい。次には、私たち愛荘町の特徴的な歴史的・文化的な背景、どのようなバックグラウンドがあって今の愛荘町が存在するのか。また文化的にはどういったものが評価されているのかという内容、ある面では私たちの宝というものをここで載せていきたい。3つ目には愛荘町のシンボルまたはキャッチフレーズ的なもので、皆さんに向けてのPRを兼ねた内容を前文に埋め込んでいきたい。

この3つを組もうと思いますと、かなり文章的に、表現的には難しいものがあるのではないかと思いますけれども、ダラダラ述べていては前文はだめだと。しっかりポイントを押さえた、言葉を選んだもので前文を置くという必要性を認めますと。

それから、2番目の総則に移りますけれども、目的は絶対必要です。基本条例設定の目的は何か。これはほかの市町村とあまり変わることはございません。そしてこの条例の目指す将来像とは何かということを書いていきたいと思っております。

定義についても、これは必要であると。特に町民（住民）・執行機関（政府）または事業者等の3点について明確・端的に、どういったものを町民というのか、どういったものを執行機関というのかということ定義しておく。

協働についてはいろいろ言葉が出ておりますので、これについてもわかりやすく、協働とはどういうことなのかということ、ここで説明しておきたい。

三番目のまちづくりの基本原則、これも必要であると。町民主権を強調する記述、分担および協働を明確にする記述、持続的発展を意図する記述、多様性の尊重を記述、情報の共有を確認する記述、こういうものが基本原則という大きく5点ぐらいで提示していったらどうか。

4番目のまちづくりの役割分担でございますけれども、これも必要であります。町民の役割、事業者等の役割、団体等および町民自治組織の役割、町の役割を記述する。協働というのは、米原市ではここにあげておられますけれども、以前、協働についてわかりやすい定義があるので、これは抜いてもいいのではないかとということでございます。

その次に5番目の町政の情報管理および運用、この点について、必要ではあるが、記述についてはもう1回検討する必要があるのではないかと。知る権利、情報の整理、公開および提供云々につきましては、既存の町の個人情報保護条例というのがございますので、それととの相関性を加味した記述でやっていくべきだあると。米原市のようにまた一からやるのではなくて、個人情報保護条例との相関性を持ちながらやっていく。本来ですと、この基本条例ができて個人情報保護条例というのは下にあるわけですがけれども、もう先にできていますので、私たちが考えているのは後入りですので、それを加味しながらやっていった方ではないかということです。

6番目の町民および事業者等の権利と責務、これも必要であると。まちづくりの関与、町民投票については重要な項目であるので、慎重に言葉を選んで誤解・変更解釈のないように記述していきたいと。町民投票の記述をしっかりとしていきたいという意見がございました。

8番目の地域の自治活動についても、必要であろうと。町民自治組織について文言に修正を加えて、米原市のをもう少し修正を加えて記述したらどうかと。

9番目の他の公共機関との関係、これも必要であると。他の地方公共団体の関係、国および関連機関との関係を明記した記述が必要。特に国際社会との関係については、重要視する内容を強調して記述していく。現在のところ、私がかかわっておるのですけれども、愛荘町国際協会という準備会を立ち上げまして、来年4月には愛荘町国際協会を発足していきたいという動きで、約30名位の人が動いております。これにも関与して、これからの時代、私たちだけではいけないということ。やはり世界の人々と協力しながら、この愛荘町も成り立っているのだということを強調していきたいと思います。

10番、愛荘町自治基本条例推進委員会について、必要であると。

11番、最高規範であるということは必要である。最高規範の位置付けを明記し、この条項を一番トップに持ってきてはどうだろうか。第1章の第1項のこれを持って行くべきだということで、米原のものではかなり後になっておりますけれども、これをトップに持って行って、これからスタートしようではないかという関係です。

12番の条例の改廃についても必要だと。

その他出ましたのは、危機管理、地震など大きな災害が起こった時に、また防災計画等町民の命にかかわるような条項をこの中に何か設けていくと。基本的に危機管理というような内容を含めていけば、もっと充実するのではないかとということがありました。

大きな違いは、協働ということを米原市では2回述べておられます。1つを省いてもいいのではないかとということ、そして先ほど言いました町民の情報管理につきましては、再検討する必要があるのではないかと。そして最高規範についてはトップに持って行って、これから書き出して行ってはどうか。その他には危機管理・防災計画等、町民の命にかかわる内容のものを織り込んで行ってはどうかというのが出てまいりました。

大きくは米原市の内容については同意するというところでございます。以上です。

○富野委員長 ありがとうございます。それではもう一班のほうも続いてよろしくお願ひします。

○山本拓委員 グループ協議の次のページですね。議事録と書いていますが。Bグループです。出席者は全員で検討いたしました。私がまとめましたのは、Aグループの形式等に似たような形でということで、そのさらに次のページ、最後のページですが、(仮称)自治基本条例 目次(例)参照としたものです。こちらの方に私自身はまとめておりますので、いったん説明させていただきます。

私もこの条文に添って検討を順番にしたわけではございませんので、流れをこの順番にもう一度戻したわけです。重要な内容ということを中心に先に話したものですから、順番が狂っております。そのことだけお断りしておきます。

前文でございますが、地域づくり・まちづくり、こういった言葉が多用されますので、どういう使い方をしたらよいのかということがいくつか検討されました。地域づくり・まちづくり、この言葉の中では「まちづくり」がよいなど、あと住民・町民の言い換え等、そういったことについてもう少しこだわりを持った方がいいのではないかとということ全体に話しております。ここでは地域づくりよりまちづくりと。

前文にいろいろ書いたところで、目次の表現があるのとないのとでは、大きく違いがあるということです。前文は確かに重要な要素なんですけども、そこに書いたからあの条文、目次に出てこなかったら、意外と目次というのも注目されますので、そこに言葉が出るかでないかと言うことで、大きなインパクトが違うという意見が出ました。

環境、人権、福祉が大切な3本柱であるということで、基本原則に似たようなことも言われました。あと、一事で町をイメージできる言葉がインパクトとして前文にほしいと。

次に総則ですが、目的ですね、文化という内容がやはり、以前のあるもの、ないもの、調べました時に、はっきりと表れていました。愛荘町には歴史・文化があるということ

です。そういったところがここの中にはどこにも入らないではないかということで、目的などにそういったものが入れられればという意見でございます。

あと定義ですが、町民としての定義、町民というものは、あくまで町民に住む者なのか、あるいは通学・通勤者も含めた者、町にかかるものすべてを町民と呼ぶのか、そういったところも今までの検討の議論の中から抜け落ちていたかなという気もいたしましたので、そこも意見として入れております。

まちづくりの基本原則でございます。3条から7条、このうち第3条 町民（住民）主権、第5条 持続的発展、第7条 情報の共有、この3つがこの中でも重要な要素であるとしまして、第3条・第4条というのが1つの要素としてまとめられるということです。「第3条に含まれる内容」と書いてしまっていますけども、これは3-1として出してみたり、あるいは1つの項目としてまとめたり、そういったことが可能ではないかということです。

同じく第5条・第6条についても、持続的発展・多様性の尊重というのは、持続的発展のさらなる要素であるということで、持続的発展の中に含めてもよいのではないかと。情報の共有は1つの大きな柱となるということでございます。

また、一方では外国人が多いので、第6条の多様性の尊重というのは、それはそれで重要な基本原則ではないかという意見も出ておりました。

第3章 まちづくりの役割分担では、町民の役割・事業者の役割、そういったところはそのまま読んでいたのですが、団体および町民（住民）自治組織の役割ということで、今まで自治会の議論が、当初は富野先生も自治会の議論というところでは、大変おもしろいということで評価いただいていたのですが、そういった自治組織・自治会という議論というのは、今までこの会議の中であまり出てこなかったなど。自然に私たちは自治会ということ想像してしゃべってしまいますけども、NPOなど団体の協働というよりも、まだこちらの地域では地縁に基づく団体の自治会・自治組織といったもののほうが受け皿として大きい。そういったことで自治会の議論というのはまだこれからも必要なのではないだろうかということです。

町は、「行政」に言い換えたほうがいい。これは前段にも申し上げました。後、協働には、行政の徹底した情報公開が必要であるという意見が出ましたので、前段の基本原則で情報の共有というところは大変重要視すべきだということです。

第5章 住民の表現は「町民」に統一したほうがいい。美化や環境など町を美しくといった要素がここの中には残っていない。これはあくまで例として米原市が出ておりますので、もっと愛荘町をイメージできるものとして、「美しく」という言葉を要素として持ち出せないかという意見です。あるもの、ないもの探しでも、やはり「水」が町にはあるということで、「美しく」ということで、環境美化とも重なる重要な要素ですので、そういう「美しく」ということは、藤田委員さんの「ありがとう」という言葉、こことも私は結びつく言葉ではないかなと思いましたので、「美しく」ということが明らかに響

きましたので、ここに書かせていただきました。

まちの責務として第6章、議会の責務ということが、町の責務の中に分類されているというのが、ちょっと疑問があるという意見でございます。

ページをめくりまして後ろの方です。先ほども言われましたが、最高規範の規定、もっと前ということは、私たちのところでも話していました。米原市さんでは最高規範は第10章ですが、もっと前の方に位置づけられないか、もっと重要な要素であろうということです。

ほか、鉄道など交通・産業のことが書いていないとか、子どもに目線を当てた条文も必要、子どもは未来ですので、必要ではないだろうか。あと、条例というのは、書いてしまえばそれなりに読んでしまっただけで、内容がわかるというものではなくて、いろいろな方向にもとれますので、やはり解釈・運用というのはとても大事なもので、こういった記述をしっかりとしていこうという意見が出ました。以上です。

○富野委員長 ありがとうございます。2つのグループで検討していただいた内容について、今お話があったわけですが、共通している部分と少しそれぞれの考え・ニュアンスが違うところがあるかと思えます。基本的には、米原市は近いまちでございますから、全体の枠組みについては皆さんも枠組みを見ながらやっていただいたと思うのですけれども、そういう意味では、大きな骨格はあまり変えなくてもいいというニュアンスだったかなと今の報告を聞いてとらえられたと思えます。

ただ、具体的に言いますとやはり表現、あるいはまちの特色が出るような言葉遣いであるとか、定義の仕方、そういうところをもっときちんと出していきたいというご意向が1つあったと思えます。

もう1つは、この米原市がひな型だったとしても、表現の仕方とか地域組織のとらえ方とか、1つひとつの定義の仕方については、やはり愛荘町らしいとらえ方があっても然るべきではないかということですね。

それから、これは要らない、このまちとしてはこういうものはどちらかというとならないのではないかと、あるいは逆にこういうところが抜けているので入れたいというところがあったと思えます。

そういうことについて、具体的には米原市をひな型にしたこととございますから、まさにそういうこととご意見がまとまったものだとして理解しています。

1つ考えなければいけないのは、今までに既存のいろいろな条例があります。あるいは、先ほども言われたような町民宣言もあると思えます。そういうものをこの基本条例の関係をどう考えるかということです。既存の条例等については、確かに議会で議決されているとか、宣言もそうですけれども、重みがございますけれども、自治基本条例というのは、皆さんも意識されていますように、最高規範であるとしたら、逆にここで一応方向性を出したものに従って、条例等も変えていただかないといけないものもあるのです。

ですから、条例に記述されているからこちらに書かなくてもいいというよりは、むしろこちらに基本原則を書き込んだうえで、それと若干ギャップがあるとか、あるいは若干変えなければいけないところがあったとしても、それはこちらの方でそれを配慮する立場ではなくて、逆にそういう状態になったものについて条例等を変えていくということをやっけていかないといけないと、まさに皆さんもおっしゃっていただいているように、たとえば自治基本条例推進委員会、行政の方もそういうことをやっけていかなければいけませんし、町民の皆さんも、一度この基本条例ができましたら、今度はそれぞれの個別の条例とかまちの政策とか、そういうものがこの条例とうまくきちんと合っているのかと、あるいはさらにうまく展開するように変わっていくのかということも皆さんも加わって動かしていただくようになるはずのものなのです。

そういうことを考えますと、既存の条例があるからここに書かなくてもいいということではなくて、既存の条例も含めてここに書いていただいて、もしそれについて、この基本条例には書いてあるけれども、まちづくり基本方針や条例や総合計画に入っていないものがあつたら、むしろそちらを入れ込んでいくと。そういう形になるのだということは、この基本条例の基本的な性格でありますので、そういうふうにご理解いただければありがたいなと思います。

そういうことでもありますので、ここの議論はもちろん限られた人数でやるわけですから、町民の皆さん全体の意見ではもちろんないわけですがけれども、これだけ集まって一生懸命議論するわけですから、ここで出た考えをまとめた段階で町に返していくと。町のほうは、既存の条例とかそういうことの今後の改廃も含めて検討していただいて、それを議会に説明できるような形で案をつくって、議会に提案していただくと。そういう部分があると思います。最終的に議会のほうも、皆さんのご意見どおりということで認めていただければ、逆にギャップがあるところについては議会も責任をもってそれを変えていかなければいけない。既存のものを変えていかなければいけないということになるわけですので、そういう手続きも含めて、かなりこちらは基本的な議論をしていただいて、既存のものとの関係は一応考えますけれども、しかし、ここでどうしてもこれでなければいけないということについては、こちらを優先させていただくような議論をしていただければと思います。これが1点です。

それから、こちらで議論していただいたことについては、私は大変よかったなと思いますけれども、米原市の条例をひな型にして検討していただいたことの問題点はないのかなと考えたのです。どうしてもひな型があるとそれに合わせて考えるようになりますので、もしあえてそうではない考え方、あるいは今いくつか原則がありますが、それをまとめたり、こういうふうにしたらいいとかいう議論はありますけれども、ここには全く入っていないような原則というのはあるのだろうかということも、一つは考えなくてはいいですね。

これがどういうものになるかというのは、まさに皆さんがまちを見ていただいて、議

論していただいて、そこから今までのいろいろな、それをまとめていくための議論をしていただいた中で、これはやはり基本的にこのまちにとっては必要だなということがあれば、あえて全体の構成を若干ずらしてでも、それは入れていくべきではないかと思えます。

そういうことで、今まで議論していただいたことをベースにして、なおかつ今日やらなければいけない作業は、これプラスアルファの原則というのは、やはりまちづくりの基本的な理念です。どうしてもこのまちで入れておきたいというのを、再度もう一度皆さんの議論をいただく必要がございます。

ただ、それを大上段にかぶってこういう原則でいきたいというご意見があれば出していただきたいのですが、たぶんこれから条文を詰めていく中で、これは原則としてもう1回入れ直したらいいのではないかという部分が出てくるかと思えますので、そのあたりは少し柔軟に検討の過程も含めて再度議論できるようなことだけはしておきたいと思えます。

だいたいそのようなまとめでよろしいでしょうか。そういうことでよろしければ、これから先は、大きく分けるとまず前文はどうするかということがあります。前文というのは、まさに皆さんが重要だというふうに認識していただいている訳ですし、それぞれのまちでそれぞれかなり工夫してやっているものでありますから、これはこれで別にきちんと扱って、皆さんの気持ちがきちんと盛り込めるようなものをつくっていく必要があると思えます。

それから、総則と定義と総則に関係したようなところ、定義であったり原則であったり、このあたりについては1つ最後にまとめ上げていくという部分です。前文と目的、基本原則というのは、これはそれぞれ一つずつきちんと分けてやっていく必要があると思えます。

それ以後、協働であるとか役割分担であるとか情報の管理であるとか、それぞれの項目については、今、たぶんそういう部分から皆さんの議論を始めていただいて、そこから出てきた基本的な考え方を目的であるとか定義に反映させていくということが1つのやり方としてあるわけです。

ですから、作業の方向としては、一つは、まちづくりの基本原則と目的以下のところ、役割分担や協働という、具体的にはそこから議論を始めていくのか、それとも目的や基本原則をまず明確にしたうえで、それぞれの項目を議論していくのかという選択が1つあります。それについて皆さんはどちらがやりやすいとお考えですか。どちらにしてもどちらかをやらなければいけないわけでありますので、全体を議論していくとかなりバラバラでまとまらなくなっていくと思えますので、順番の取り方を皆さんのお考えを聞かせていただけるとありがたいです。どうでしょうか。

○山本雅委員 私の考えは、まず原則を定めて、この議事録のあとのBグループ、ここに

書いていますように、この場合はとりあえず3つですね。町民主権という考え方、情報の共有と持続性発展と、前回考えたのはこの3つの基本原則と言うことがあって、これの下に具体的にイメージされていますように、その他文言がぶら下がってくるという形でいけばどうかと。そうしますと、裏を見てもらったらわかりますけども、米原市のもの結局はこの3つにグループ分けですと思うのです。まず原則を決めて、そして、じゃあ町民主権でいきますと、町民は何をする、行政は何をする、どこまでを行政がやって、どこからは住民がやるのかという次の議論に移りやすいのではないかと私は思います。

○富野委員長 今の山本委員のお考えは、皆さんどうでしょうか。

特に異論がなければ、それで進めさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

○富野委員長 それでは、今、山本委員のご意見が出まして、皆さんが特にご意見はないということでございますので、基本原則、つまりこのまちをどういう方向で今後形づくっていくのか。皆さんのそれぞれの役割分担はどういうふうにしていくのかということの原則であります。これについて、このまちでは何を原則にするのか。何が一番大事なこととしていろいろなものを総合して考えていくのか。そういうことをまず議論していきたいと思います。

その前に、私はちょっと気になったのですが、町民憲章は今どういう状態になっていますか。

○細江主監 町民憲章は募集させていただいて、選考委員会を設けまして、もう成立をしました。告示も終わりましたので新しい町の町民憲章はできております。

○富野委員長 もう成立になっているのですか。

○細江主監 はい。

○富野委員長 そうですか。それを見ておこななくてもいいですかね。

○細江主監 この前(5/21)に配らせていただいておりますが、再度配布させていただきます

○富野委員長 そうですね。ですから、それを参照しながらやって行った方がいいと思い

ます。

もちろんこれは条文でありますから、憲章とは違います。ただ、基本的な精神を憲章の中に入っているわけですので、それとうまく整合するかどうかということも含めて議論したほうが良いと思います。それは後で議論していいので。

今、山本委員のBグループは、3つの基本原則、町民主権・持続的発展・情報の共有という3つの基本原則でまとめていったらどうだろうかという議論が出てきました。これについて、ちょっと説明していただけますか。今少し説明していただいたのですが、具体的によろしいですか。

○山本雅委員 まず、ほかのところで既に基本条例を策定されたところ運営されているところ等を含めて、基本条例の有意義な運用のためには、1番の町民（住民）主権と情報の共有、これが2大柱であるということは、もう今日では、はっきり形づけられてきております。我々のグループは、それに3番目として持続的発展という項目を入れたという考え方です。

結局、まちが発展していくためには、住民一人ひとりがいろいろなことに積極的に関わっていく。かかわるといっても、むしろ住民が先頭になってやっていく。それを行政がバックアップしていく。この形でない限りは、発展は望めないというように考えております。

まず住民主権というのを設けて、その中で具体的に、その具体的なものは何かというのはまだ検討までいっていないのですけれども、今まですべて行政がやっていたということ、その中で民間に任せられることは民間にという考えです。今、橋下知事は国から地方へと地方の行政へとということを生懸命言っていますけど、ここの考えは行政から民間へとということです。

2番目の情報の共有、ここで間違ったらいけないのは、公開ではないということです。何かが決まって、決まっていく段階は全くわからず、町民憲章もそういう感じがするのですけれども、決まってしまってから「こういうものが決まりました」と、あとで報告する事後報告ではない。共有と報告とは全く違うということをしっかり持っていただきたい。始めの段階から行政も住民もすべての情報、よほどのプライバシーに関すること以外はすべての情報を報告して、それに対して意見を出し合っていくという形の「共有」ということが非常に大事だと思っております。

それから、将来像を描いて、特に持続的発展というものを3つ目の原則として、子どもとかお年寄りとか、そういった方に対する関係、どう基本条例をその人たちを守っていくのかということも1つの大きな柱として入れていきたいと思っています。

まとめ方としまして、2章の例として書いてますけれども、三大原則として、2-1として町民主権、2-1-1、これはあくまでも例の文章ですけれども、「まちづくりは住民が主体となって…」、2-1-3、2-2として情報の共有、その下に2-2-1・2-2-2という形、こう

いう形の系統づけてまとめていったら、わかりやすいのではなかろうかと。いくつか憲法はあるけれども、こういう近いまとめ方にされているのです。章ごとに共通の項目をまとめて憲法をうたっているということ、その方がわかりやすいのではなかろうかと思えます。

○富野委員長 ありがとうございます。今のご説明について、何かご質問はありますか。もしなければ、少し議論を進めたいのですけども。

○山本雅委員 あと一つ、最高規範という言葉はどこに入れるか、先ほど道明委員がおっしゃったように、一番最初にもっていきたいと。これは気持ちとしてはみんな一緒だと思います。ただ、あくまでもこの条例をまとめて、手続きとしては議会でそれが承認されて初めて条例として効力を発してきます。たぶん、これは私の勝手な予測で、その辺の議会の反発を考えて、富野先生は米原のときは、わざと後ろの方に持って行かれたのかなと、その辺の作戦もあるのかなというようなことも正直思っております。気持は道明委員と一緒に1-1です。

○富野委員長 これは3つぐらい累計がありますね。最高規範ということを書いてある条例で、まず第一に1つ書いてあるのは、前文に書いてあるのがいっぱいあります。2つ目は、一番頭に持ってくる。おっしゃっていたようなことですね。それから、一番最後に、憲法と同じように一番最後にもってくる。私が米原の皆さんとお話した時の感じでは、憲法と同じ形でいいではないかということでした。最高規範ということは、そういう感じで素直に収まったように思っています。特に議会を意識したということではなかったと思います。

ですから、それぞれ住民のあり方、皆さんの思いがありますので、これについては皆さんの意思が固まれば、どちらでも結構だと思います。

むしろ議会のことを考えると、議会で議決さえしてもらえれば一番頭に持ってきた方が、議会の方々は意識すると思いますね。いろいろな条例をつくる時に、自治基本条例の一番第1章に、最高規範とあれば、それを考慮せざるを得ないという形にはなると思っています。

○山本雅委員 私はいつも言っている沖縄のあくまでも例ですけど、沖縄県が各市町村に参考としてこんなふうに前文をつくってくださいと配布した資料ですね。一枚参考資料として出させてもらっています。ほかのいろいろなところの前文と比べて、やはりここは戦争を経験しているから住民自治ということに対する思いが強いかないというふうに思っています。私の知っている範囲では最も熱い前文かなと思います。参考までに。

○富野委員長 そうですね。ありがとうございました。もしよろしければ具体的な議論に入っていきたいのですが、この3つの議論をするとしても、その中身をどういうふうに理解しておくかということがすごく大事だと思うのです。こういうふうにまとめますと、それなりにわかったような気になるのですが、実は中身がすごく大事です。先ほどもう1人の山本拓委員がおっしゃったように、この条例は、解釈とか運用と言いまして、いろいろな条例と照らし合わせて条例をつくっていく時に、どういうふうにこの言葉を理解していくか、そういうことがいろいろあるのですが、そういう時に、例えば基本原則というのを、いろいろ重要な部分ですので、これをどういうふうに1つひとつの言葉を理解して、全体をどういうふうなものとして受け止めなければいけないかということについては、かなり具体的なことを想定しながら理解していく必要があります。

そういう意味では、私たちの議論も、基本原則ですから抽象的、最終的には抽象的になるのですが、でも、その中身はどういうことを意味しているのかということで、皆さんの合意をきちんとつくっておきませんと、実は空洞化する恐れがあるという部分がありますので、できればこの中身について少し具体的に、そのイメージするところとか、私たちは何をその中に埋め込んでいくのかという確認をしておいたほうがよろしいかと思えます。

まず、この3つでいいかどうかということは最後にもう一度お聞きしますので、とりあえず、この3つについて中身を少し具体的に議論していきたいと思えます。

まず、第一に町民主権についてまとめていきたいと思えます。これは3項目にまとめるということです。2項目プラスアルファ、

○山本雅委員 これは、あくまでも例ですので、参考ですので、議論していただきたい。

○富野委員長 はい、わかりました。一つは町民主権、つまり民主主義の原則なのですが、民主主義というのは市民・町民・住民が主体であって、その主権の主権という、持っている一人ひとりの主権を政府、首長さんや議員さんに選挙を通じて委託するというので、行政や議会が動いているということです。ですから、そもそも主権は住民、そもそもすべての決定権は住民にあり、すべてのまちを動かしていくのは町民の責任であると。権利でもあるし、また責務でもあると。そういう意味での主権ということだと思います。

それを原則として、議会や行政やまちのいろいろな動きがあるのだということの確認であります。そういう意味でよろしいのだろうかということですが、その辺はどうでしょうか。特に「それじゃあ困る」ということはありますか。

町民主権という言葉は、行政用語には今のところないのです。ですから、私たちがここで定義して、中身を確認して使わないといけないところがあります。

皆さんご存じだと思いますが、「主権」という言葉は国家について今までは言われている言葉です。今まで「地方分権」という言葉も「町主権」という言葉もなかったのです。「町民主権」という言葉も当然、今までなかったのです。けれども、それはなぜかと言うと、なぜ今「主権」という言葉が使われるかと言うと、今まで行政主導でいろいろなことが行われてきた。結局、市民・住民の一人ひとりが自分たちでまちをつくっていくのだという意識がなかなか薄れてしまっているのです。そこを再確認して、行政の方もそれを大事にしましょうと。そして、住民の皆さん一人ひとりもそのところをきちんと自覚して、自分たちが何かをやっていかなければいけないのだと。自分たちがこのまちをつくるのだということを再確認しておく必要があるだろうと。そういうことであえて「町民主権」という言葉を使うのだということでもありますので、当然、別に行政用語でなければいけないということはありませんから、皆さんの確認のもとに「町民主権」という言葉を使うということで、そういう確認でよろしいかということですか。まずは発案者の両山本さんから。

○**山本拓委員** 町民主権、大変大事な定義だと思います。原則としてもそうですけど、市民参加・市民活動、すべての基本になるものだと思います。この言葉が出てくることによって、あとの説明はすごくスムーズにいくと思います。

○**富野委員長** そうですね。たぶん条例の中には「協働」という言葉もありますし、「参加」という言葉もありますし、「参画」もあると思います。ですからそういう言葉の一番原則になるようなものは、やはり主人公としては町民の皆さん自身なんだと。そこからすべて発しているのだと、その確認をしておく、ずいぶんいろいろな組み立て方が変わってくると思います。

○**山本雅委員** どうしても「参画」となりますと、あくまでも今と同じで、行政が主としてまずいろいろな土俵をつくっていますよと。今まではそこで終わっていました。それに住民が参加します、「参画」というのはそういう意味で使われることが多いのですね。ここで言うのはそうではなくて、自分たちがまず先頭に立ってやるということ。それをいろいろなシステム上のバックアップを行政がやるのだというのが、ここで言っている町民主権という考えです。

○**富野委員長** その辺の理解の仕方は、行政はそれでいいのでしょうか。今、私があえて言ったのは、協働という言葉と参加という言葉と参画と言いましたね。これはそれぞれ分けて使っているはずですね。参加というのは、たぶん一番一般的に使われていて、比較的皆さんからすると抵抗感はないかもしれないけれども、実は住民主権や町民主権ということから考えると、ちょっと問題がある言葉だと、おっしゃるとおりなのです。

それはなぜかと言うと、これはどちらかと言うと行政がいろいろなことを計画する、いろいろなイベントをやったりします。それに住民の皆さんが、行政がつくった計画や事業に入ってきていると。行政がまずあって、行政の計画や事業があって、そこに住民の動きがあるという意味で「参加」という言葉が使われることが多いわけです。

それに対して「参画」というのは、どちらかと言うと、行政が計画を立てたり政策をつくったり、実際に何かやる前にいろいろな方向付けをしたりします。その時に市民参加とよく言われていますが、僕はあれを市民参画と言っているのですけども、住民の皆さんが行政と一緒にいろいろなことをつくっていく。つくる方を主としてとらえると「参画」になると思います。

ただ、これも対等の立場でやるかと言うと、そういうふうにはなっていないで、例を出して申し訳ないですけども、こういう委員会も行政がつくれますね。そこに住民の皆さんが来て一緒に計画をつくりましょうと。つまり委員会をつくるのはあくまでも行政なのですね。ですから、行政がつくった場に住民の皆さんと一緒に入って、いろいろな方向付けをしていく。あるいは物をつくっていくというのが参画という意味です。基本的にはそういう性格だと思います。

「協働」というのは、場をつくっていくことを含めて行政が常に主導するのではなくて、場をつくる時も、町民の皆さんから提起してそういう場をつくれ、行政の方から投げかけがあって、じゃあやりましょうということできると。あるいは、両方で話し合いして、こういう場をつくりましょうというところから始めて、いろいろな場をつくっていくと。こういう感じです。

ですから、そこで町民主権というのはどういうふうに大事かと言うと、「参加」は行政がつくった場に市民が入る。それは何のためにやるのか。あるいはそこで市民はどういうふうに動くかということについては、行政が決めるとおり、あるいは行政の思惑どおり市民が動かないといけませんよと、そういうことではないでしょうと。そういうところに住民主権・町民主権という言葉が効いてきて、実際に参加してみて、そこでいろいろな意見が出てきたら、それを行政がきちんと受け止めて、行政自らが変わっていくと、そういうことも含めて対応しなければいけないということです。

そういうところで、今までの「参加」、今まであった「参加」つまり行政主導型の「参加」と市民民主権のもとにおける「参加」というのは、色分けをしていかなければいけないと。正確に言うとそういうふうになってくると思うのです。そういう意味で、なかなか、すべてのいろいろなことにこれからかかわってくることなんですけども、そういう理解でいいのですね。

○細江主監 はい。

○富野委員長 ですから、「参加」と「参画」と「協働」というのは、それぞれ意味があり

ますので、それを踏まえて今の町民主権という言葉で議論するというので、一応まとめておきたいと思います。これはなかなか大事なところですから、ぜひそうしたいですね。そうなると思いますね、

○山本拓委員 発言よろしいですか。

○富野委員長 はい、どうぞ。

○山本拓委員 山本雅委員のご意見で、行政が市民のバックアップするところ、どうしても苦笑いしないと仕方がなかったのですが、この町民主権・市民民主権というのは、あくまでも協働の受け皿になる市民としての立場を明らかにしたものであると私は思っていて、市民民主権が基礎よりも、どちらかというと協働の方ですね。一緒にやっていく、役割を分担するというための前段、こちらの方が大事なのではないかと。協働の方が大事なのではないかと思うのです。

その中で、町が行政がそのバックアップですよと言われちゃうのは、ちょっと何とも情けない話になって、やはり行政のプロフェッショナルとしては、町というものは一つ主体として存在しなければいけないので、あくまでも協働の原則として、市民をバックアップするのが行政ではなくて、事業者と町民・行政と一緒に、同じ立場でやっていく。レベルの差がないものだというように思っています。ですから、バックアップとかそういう言い方ではないということが私の意見です。

○富野委員長 それは、どうでしょう。

○山本雅委員 今回の富野先生の「協働」という言葉をどう解釈するかということですね。あくまでも基本条例でまちが持続的に発展していきましょと、50年後・100年後を見据えていくためには、自分らが一歩を踏み出さないとあかんのですよというのが大きな目的なわけですね。今ここで言おうとしているのはそういうことなのです。

日々の実務の範囲において、行政のプロと一緒にやっていくのだと、それは実務の範囲の話であって、ここでいうものとはちょっと違うなというふうに思います。バックアップするために一緒にやったりするわけですからね。

○藤田委員長 主権というと、そういうふういろいろ説明していただくと、我々は理解できるのですがね、これはやはり表に出て行くので、町民の方が「主権」となると、こう来ると必ずくると思うのです。主権という言葉は。主権という言葉はあくまでもカッコ文書なのです。それに主権というのは、権利と義務が絶えずついて回るといことが主権なのです。私はそう解釈しているのです。

○**山本雅委員** ですから憲法で戦争の放棄と国民主権がありますね。そういう原則があって、その下にずっと何行も書いているという形で、今おっしゃるとおりなので、ですから、頭で町民主権ですよという大項目をつくりますよと。中項目があり、小項目がありという形でなっていますから、ただ単に町民主権という言葉だけで、主権があるから何でもできるのだと、決してそういうようなことにはならない。もしそういうように解釈されるような文章をつくってしまうと、つくった我々の責任になるわけで、その辺は、ここには今ページの関係で3行しか書いていませんけど、これがずっとあるわけですから、そこで主権というのは、今おっしゃるように責任を伴うものですから、その辺の部分を記入するのは当然ですし、その中で、じゃあ主権だから100%住民なのか、決してそうではない、特に行政と共にやるところが当然ありますよというような形をその下に文言として記入していったらどうかなと思います。

○**富野委員長** 確かに主権という言葉を使う時に2つ要素があって、1つは、議会の方々がどういうふうに理解するか。議会がいろいろなことを政治的に決めなければいけない間接民主主義という基本があります。それをどういうふうに住民主権・町民主権とつないでいくかということが1つあります。

もう1つは、町民の皆さん自身が主権と言った時にどういうふうに受け止めるかという問題があって、説明で理解していただく部分と、実際にこういう条文の中で書き込んで、それをちゃんと機能させるという部分と両方あると思うのです。そういう点からすると、国民主権ということはみんな誰でも言うわけです。これは憲法に書いてありますし、常識になっています。だから、たぶん町民の皆さんも国民主権ということ自体には抵抗感はないのではないかと思います。それについてはどうでしょうか、やっぱりありますか、ないですよ。

委員より「ないです」の声あり

結局そういう意味で、国民主権といっても国民は何でもできるかということ、実は代議士さんを選んで国会をして、そこで法律が決まって、法律ができると自分もしぼられると。そういう関係になるのだということは、そういう関係は国との対比でいえば、町民主権もそういうものなのですよと。それぞれ自分たちが主人公なんだけれども、しかし、主人公といえども、議員さんや首長さんがいて、行政があって、条例があって、いろいろなルールがあって、その中で自分たちの主体性を発揮するということは民主主義の原則だから、民主主義の原則として、町民主権と書いてあるのですよと、そういう説明でいいのではないかと私は思うのです。たぶん町民の皆さんは最初に聞いた時に、ちょっと抵抗感があるのではないかなと思うのです。それは説明ができると。

もう1つは、主権であったとしても、それは当然のことながら権利と、主権者である以上はその責任もそれに伴う。それは各条文の中に役割分担とか、あるいは責務という形で書き込まれているところもありますので、その思いについては議会にはご説明ができるのではないかと考えています。

ですから、これを入れて、住民主権とか町民主権という言葉を入れた条例は、今増えています。そういうことについての抵抗感が段々薄れてきて、議会の皆さんも、結構こういう条例の例がありますので、そんなに、この町が異常なことをやってるんじゃないよと、今はこれがスタンダードになっているのですよという説明ができるようになると思いますので、多少議論があるかも知れないけども、そういう説明をしたうえで乗り越えられる部分かなと思います。

むしろ難しいのは、先ほどご指摘があった行政と町民との関係です。事業者との関係というのは、事業者は事業者で、営利企業の枠内で行政とかかわりますので、それはそれでいいのですが、問題は主権者とされた町民の皆さんと行政との関係はどういう関係なのかということが、一番焦点になると思います。

それは、事務局なのか、独自の、それなりの存在理由と一定の主体性を持った存在なのかということですが、町民の皆さんから見ると、我々は主権者としていろいろなことをやっていくと。当然、行政というのは町民あつての行政なので、町民のために動く行政である以上、町民のサポートシステムでなければいけないのではないかと。こういうことだと思うのです。サポートシステムであるとしたら、それは事務局局的であり、なおかつ町民の支援組織として機能しなければいけないのではないかと、そういうご意見だろうと思います。これは正しいです。

ところが、協働といった場合、それに沿わないところがあります。「協働」と言うのは、要するに役割分担があつて初めて協働になるのです。公共的なことはすべて行政がやるのだというのであれば、役割分担はないのです。だけど、公共のことは町民と行政と事業者、主権者としての町民ではないですね、それぞれのまちづくりの資源としての町民であり、資源としての行政であり、資源としての事業者であると。つまり、まちづくりはいろいろな力が必要ですから、そういう異なった役割分担、力をどれぐらいうまく機能させて協働、まちづくりを効果的なおかつ持続的に進められるかどうかという観点の話がこの協働の話です。

こういう協働の話になってくると、それぞれ違う立場にあるから違う役割を持っているのですと、こういうふうに理解していくわけです。じゃあ、それぞれどういう立場かというと、町民の皆さんは地域におけるいろいろな生活者としての活動、それぞれの生活を守ろうとして、地域の連帯をつくっていく、そしてその中でひとりのネットワークの中でまちを活性化していくという、非常に大きな役割と力を持っているわけです。

事業者の方は、雇用をきちんと守って、地域の経済を活性化して、地域が元気になるように、経済的なことを担っているということですね。それも非常に重要な役割です。

行政はどうかということ、たとえば税金を集めなければいけません。これは町民にも事業者にもできないことですね。税金というのは、いわば無理やり集めるわけですから、無理やり集めたお金を無駄に使ったり、効率悪くなったりするといけないから、そのために条例とか法律とかにしばられつつ、なおかつ有効に、しかし縛られながらやっていくと。町民の皆さんの意見を全部聞くわけにいかないし、事業者の意見で動くわけにもいかない。行政は行政としての判断と自らの主体性において、皆さんの税金をきちんと効率的に管理し、それをまちの活性化などに使っていかなければいけない、こういう立場があるわけです。

結局そういう役割分担があるわけですから、じゃあ、町民が事務局としての側面に協働の時に協調していいのかという問題があるわけです。主権の目からすると、確かに町民が主権ですから、その町民のための行政であると。そういう面は当然ですけど、協働という側面から考え方場合、役割分担からすると、実は事務局だけで済まない部分があるのです。そういうことでありますので、行政をどうとらえるかということは、主権の部分からとらえた記述の仕方と、役割分担の方から協働ということにとらえる部分と、少し違う面をとらえないと、うまく記述できないのではないかと。そういう意味で、協働においては事務局ということを強調するのはちょっと苦しいなと言うふうに私は思っていますけど、そのあたりはどうですか。

○**山本雅委員** まだ深く検討はしていないのですが。

○**富野委員長** それはちょっとあるのです、実は。協働というのはそれぞれ立場が違って役割が違うからこそ協働なので、その辺はきちんと行政の人たちはプライドを持って仕事をしてもらわないと困る部分があるのです。

○**山本拓委員** 今の説明はよくわかりました。その辺が大切なことですね。

○**富野委員長** その辺をちょっと整理しておく必要があると思います。あまり私の意見ばかり言って申し訳ないのですが、基本的な組み立て方の問題がありますので、少し参考意見を申し上げたのですが、基本原則を考える時に、皆さんでこれを「こういうところでこういうふうになっているね」と、あるいは「こういう組み立てになっているね」というところをそれなりに理解、お互いに合意形成しておいた方が、たぶん後の具体的なところで問題が起きてこないのではないかと思います。それでは今日はこういう議論をさせていただきました。どうですか。

○**藤田委員長** 今先生が言われたとおりだと思います。行政は行政で役割分担があるし、我々は我々の役割分担、たとえばこの町を健全な町にしていこうと思ったら、やはり税

が入ってきますね。税をもらわないとできないですね。そうすると、その税の滞納者があるでしょう。そんなことは我々は協働できないです。当然、税金というのがある、その人が税を収納していくのですから、そういうことは我々が行政と一緒にあって収納に行けないですよ。そういうことはきちんと決められた方がよいと思います。

例えば、事務局に聞くのだけど、情報公開条例はまだ生きているのですか。

○**細江主監** はい。

○**富野委員長** それは当然でしょう。

○**藤田委員長** でも、あれの変更を持ってこないといけない。そうしないとこちらと合わない。例えば今の情報公開条例は、黒塗りが多くですね。個人情報にひっかかってくるから。その辺の検討もしないといけない。

○**富野委員長** その辺は、全部それをやっていくかどうかという問題があって、こちらの方は、例えば今、情報の公開なのか情報の共有なのか、この議論だけしておけばいいのではないかと思います。なぜかと言うと、今の情報公開条例は、たぶん多くのまちでは情報の公開条例です。情報の共有が原則とは書いてないのです。実は、今のご指摘が正しくて、情報の共有という概念は非常に重要な概念で、しかし、その管理をしているのは行政であるという部分がありますね。共有というものを原則にしつつ、その中で公開をどういうふうに機能させるかということをやらないと、行政の都合で情報をコントロールしやすくなってしまいます。ですから、そういう点はここで情報に関する原則は基本的に「情報の公開」というように書くのか、「情報の共有」と書きこむのか、実は非常に重要な問題です。もし情報の共有と書きこめば、おっしゃるとおり、藤田委員のご指摘のとおり、たぶん条例を書き換えなければいけないです。そういうようなものです。今ここで情報公開条例を見て、ここのところを変えていくとか、そこまでやっているとすごい作業になってくるので、我々として何が必要なのかというところを、少し議論を絞ったほうがよいと思います。その辺の違いは皆さんご理解されていると思うのですが、どうですか。

今までご意見なかった方どうですか。森野委員どうですか。

○**森野委員** 住民主権と聞くと、住民が主人公で、主人公である以上責任がかかるような感じなので、何でもかんでも、住民主権、町民・行政・事業者の三権協働とかいう形でやっていった方が、よりよいものができるような感じがします。

○**山田委員** なかなか難しい話ですけども、実際に山本雅委員が言われたように、住民が

主体でやっていくということなんですけども、実際今までの流れからいって、50年先を踏まえてつくるので、そんなうまく動くのですかねという感じがするのです。

○**山本雅委員** うまく動いていこうというような方向にしていかなきゃいけないわけですね。今の「住民主権だと何がなんでも責任があると違うか」ということなんですけれども、憲法を読んでもわかるように、憲法にもすごい義務が載っていますね。ただ、日々の生活でもそれを考えないで生活しているだけの話で、それと同じだと私は思います。

○**山田委員** 確かに言われるとおりになんですけど、でも、そううまく、いくとは思えません。

○**森野委員** 住民の責任というのは何なんですか。

○**山本雅委員** 義務ですか。一言で言うのはなかなか難しいですけど、今の税金の話とか、税金を払うというのは国民の3原則の1つですね。あとは憲法以外のほかの民法とか、特にあちらの方を見てもらうと、そういう責務的な文言が多いですね。商法は会社法なので分野が違いますけど、憲法はあくまでも抽象的な文章なので、そこだけ見たら何が責任あるのか、わからないですけど、その下に赤旗の号報なんかを読んでいくと、ここにもある、ここにもあるという感じで、けっこう出てきています。

○**森野委員** それは、憲法の話ですよ。

○**山本雅委員** 要は、憲法は、国民は主権者と同時に責任もあるのですよというところで終わっていると。そのあとの民法に関する文言は民法の中でその責任が、こういう責任がありますよというのは出てきている。会社法でいうと、昔の商法の中でもそういった法人としての責任はこういうことがあるとうたわれていますから、ここはあくまでも原則として町民主権ですよと、その下で、主権者だから逆に同時にこういった責任も負わないといけないということもその下に入れていくということです。

○**森野委員** 「責任」を条例の中にしっかりと盛り込んでいくと。

○**山本雅委員** そうですね。

○**委員長** その時に、憲法で決まっているのは義務ですね。たとえば納税義務とか、そういうことを全部この条例に書くかということ、たぶんそれは要らなくて、憲法にもう書いてありますから、むしろそういうことではないものをどうやって書くかと。

例えば、まちのことについて関心を持って、自分の生活を社会と接点を持って意識してほしいという思いがもしあったとしたら、それはそれで町民の皆さんの責務として、まちのことに関心を持っていくこと、一定の責務は課してもいいのではないかと、そういうこともあり得るわけです。自分のことばかり考えないで、みんなのことも考えようと、そういう、義務ではないですけど、町民としてやっていくべきことだとみんなで確認しようねといったような、そういうことがあると思うのです。

○**山田委員** 国には三権分立があるのと同じで、それでいいんじゃないですかね。

○**富野委員長** そういう議論を少しやっついていかないといけないです。藤澤委員はどうでしょう。

○**藤沢委員** えー難しいですね。いろいろ勉強させていただいていますが、皆さんおっしゃる意見についていろいろと思いながら、いろんな意見なので、自分の意見というのはまだ何もまとまってないのですけども、今は何の話についての意見を言えばいいのでしょうか

○**委員長** 町民主権とか協働とか、一つにまとめて書いたらどうだという、一番最初の原則でありますから、もし何かご意見があれば、あるいは感想でも。

○**藤沢委員** まだまとまってなくて、漠然と思いましたが、住民と町民の話で、米原のものには、市内に住所を有するのが住民であって、市内に働く人や学ぶ人を市民という形で表現されたところがあるわけで、ここで住民と町民と統一した方がいいとかいう話もありましたけども、町民というようにするだったら、今の町民・行政・事業者、全部が同じ立場であるものであって、大事な部分だと思いますし、そこから見ると、やはり協働というのは、そういう役割分担があって、同じ位置づけで、目的に合わせて町民が主体になっていったら、行政が主体になっていたり、事業者が主体になっていたり、それに対しての働きかけ、お互いの役割での働きかけがあると思うのです。

だから、協働という言葉が一番合うのではないのでしょうか、この条例には。

○**富野委員長** 今のご指摘の点、町民主権といった時に、ちょっと難しい問題がありました。米原はなぜ市民と住民を分けたかということ、主権を行使できるのは、基本的には住民であると。つまり住民登録をしていて税金を払っていて、そのまちに市民権というか、国民としての権利義務が確定している人たちを主権者としてやっついていこうと。投票の問題などはどうするのかということです。

特に住民投票になった時に、町民で一括したやった場合、通勤する人たちもすべて含

めてという形になってきて、おかしいではないかということになったのです。そういうことがあって、市民と住民というカテゴリーを分けたのです。町民主権といった時に、その辺はどうするかということにかかってくるのですよ。

一般的に、そんなに難しいことを言わなくてもいいではないかと思うのです。ただ、実際的に、例えば福祉の給付をどうするかとか、いろいろな権利義務にかかることは、だいたい住民登録をしている人たちを対象にしてやっているわけです。だけど、市民から言えば、みんな一緒にまちの中にいるのだから、という気持ちも一方ではあるので、そこのとらえ方の問題です。ですから、町民主権ということで一本化すると。町民だけでいいということであれば、それはそれで今度は別にほかのところの書き方もそれにならって、少し、有権者とか住民としての権利を持っている人に対してだけではないということも含めて記述していかないと、ややこしくなります。

○**藤沢委員** やはり条例というのは住民のためであってほしいものですし、住民が主体になっていないといけないと思いますし、事業者とか生活者とか「私たちはほかに住所を置いているから」みたいな無責任な形になっていくのも、また何かその辺が軽くなっていくのも困るのではないかと思います。同じように、そこにいる、事業をしているという権利を主張するなら、やはり義務もきちんと果たしてもらおうというのが、そういったものも含めて、住民のためのものであってほしいけども、もっと責任、主権だけでも、義務もきちんと考えていかれるような条例であってほしいなと思います。

○**富野委員長** 最近企業も、「企業市民」という言葉を企業自身が使うようになったのですね。そのまちにいるのだから、そのまちの企業として何ができるかということも考えながらやっていく。単なる法律的な義務と権利だけではよくないのだという、そういう言い方もしていますね。でも、通勤や通学の人たちについては、今までほとんど考えてこなかったですから、その辺も含めてどういうふうにするのか。特に在住外国人と通勤者・通学者ですね。この3つの類型については、少しこういう町民主権という言葉を使うときにはどういうふうにするかということは、議論しておいた方がいいと思いますね。

○**山本雅委員** そういう議論のところ、住民と町民と分けるか、一本化するかですね。一本にした時には、先ほどおっしゃるような、「こういうときにはどうなるのだ」ということになってきますから、そのために山本拓委員がおっしゃったように、解釈ですね。というところの運用でいけるのと違うかなと。分けるなら分けるでいいですよ。もし一本化した時に、そういった問題点は解釈のところ、解釈の仕方「こういうふうに解釈するのだ」という補足をつけるという形でどうかなと思います。

○**富野委員長** それも一つのやり方だと思います。ただ、それぞれの条項に全部解釈を書かないといけないという、ややこしさがありませんけどね。でも、それは一つの選択だと思います。

○**藤田委員** 主権と聞くと、ものすごく堅いですよね。ものすごく堅いですよね。それはやはり、主権の主というのは主人公の主なのです。町民が主人公であると。その下に行政があるというような解釈でよろしいよ。そうしときましよう。もうそうしておいた方が。これを解釈したらものすごく難しいのですよ。こういう言葉は本当はないですよ。主権という言葉は。

○**山本雅委員** そんなことない。基本的には町民が自分らが自分らで歩いていこうという意識づけをしないことには、50年後・100年後はないということです。そういう意識づけるような文言が必要なのです。その文言を細かいところを見て、これはどうなのかとかいうのではなくて、構成としてそういう方向を、みんなが自分の足で歩いていくのだという、そういう条文にしていく必要があると。

○**富野委員長** ですから、解釈運用をもしつくとしたら、町民主権の部分については、国民主権に対応するものであるというようにまず書けばいいのですね。基本的な意味は、まちの主人公は町民なんだという理解で、我々はこういうことを理解すればいいのだということを書けばいいので、そこら辺は何とかいけると思いますね。

○**道明委員** しかし、山本雅委員が言われるように、日本国憲法だって、国民主権と言って60年以上経っているわけです。そしてこの状態ですよ。世界的も珍しい、いい憲法をつくって、その時に国民の意識であるように、山本雅委員が言われるように、やっぱり何が大事かということを抑えが足りなかったから、行政と言われる政府がやりたくても、もう高みの見物ですね。

○**山本雅委員** 私ね、行政のおごりという部分で、パスポートの裏に、外務大臣名で、この人間の安全を確保しろよと、各領事館に書いている文章があるでしょう。本当にこれを外交官は読んでいるのかなと。「パスポート失いました」、「あんたが悪いんだ」と、実際によその国に拉致されている人もいるわけだし。

○**道明委員** しかし、改めてもう一つ、私としては国民主権の失敗というのではないけども、意識はだいぶ落ちてきた。けれども、さらに町民の意識を高めると。山本雅委員が言われる、50年先も60年先もやっぱりこの町はおれたちの町だと、おれたちがやっていかないとだめなんだというような意識づけのために、おまえたちが主役なんだという

ことを明記すべきだと思し、この意識がなかったら、こんな条例なんかつくっても何
もならない。それこそお題目だけで、ずっとこういうものがありますよというだけでは
だめなので、インパクトのあるような言葉にしていきたい。

○山本雅委員 昔、私が学生の頃、京大の杉村という教授が口癖のように言っていたのが、
「暮らしの中に憲法を生かそう」ということでした。なんであんな読みにくい文章を生
かさないといけないのかと思って聞いていたのですが、今後もこの時間も憲法に守ら
れてみんな生きていますよね。逆に言ったら憲法でうたわれている責任も、今この
時間負っているわけです。それをみんな何も意識していない。意識していないのは、平
和でいいのかどうなのか、私はよくわかりませんが、道明委員がおっしゃるように、
つくったものをみんなが、これは自分たちの宝物だと思って50年後・60年後も守って
もらえるような、そういうものにするにはやはり町民主権ということを最初に持つ
てくる。当然、前文の中にそういう言葉を入れてもいいと思います。

○富野委員長 特にですね、国の憲法とこの自治基本条例が違うところは、一番最後に、
自治基本条例推進委員会とありますね。憲法にはこういう仕掛けはないのです。

委員 ないでしょう。

国民は常に自分たちの憲法を検討して、それに意見を言って、問題があったら変えて
もらい、いいところはもっと広げていこうと、法律もきちんとしているかどうか意見
を言おうと、こんな仕組みはないわけですね。

でも、この自治基本条例というのは、まちでみんなでそういうことを議論して、常に
町民の方から憲法である自治基本条例を新しく生かしていくための仕掛けをつくって
いこうということですから、私はそういう意味では憲法よりも自治基本条例の方がもっと
身近で、皆さんに意識してもらえるようなことをつくることはできると思うのです。
そういう意味では、自治基本条例の方がもう少し生活面でいろいろな影響力もありますし、
具体的な働きかけもできるので、浸透するのは浸透しやすい面があると思います。です
から、そこに期待したいということですね。

すいません。あまり議論している時間がなくなりますので。このあたりのまとめ方
ですけども、まず、B班の3条・4条をまとめてということ自体は皆さん、だいたい納得
されていると思いますので、結論を出したいですが、まず町民主権という言葉と住民主
権という言葉に分けて使わないでよろしいですか。つまり、今、山本雅委員からご提
案があったのは、条文そのもので書き分けるのではなくて、解釈・運用の方で明記、そ
れをきちんと分けていくと。そういうやり方でいいのではないかというお答えですが、
それでどうでしょうか。ちょっとした選択があるのですね、もし、そういうことでよろ

しければ。

委員より「はい」の声あり

○委員長 特にご異議がないようですから、その部分は解釈・運用のところで注記をしながら使っていくと。そういうことにさせていただいてよろしいでしょうか。

それから、行政の役割について、事務局としての役割を意識しながら書いていくのかという問題がありました。私から、役割分担のところと主権との関係というのは、少し分けてお考えになったらどうでしょうかという提案をさせていただいたのですけれども、このあたりはどうですか。

結局、役割分担と協働のところで書き分けるわけですので、そういう意味ではそれぞれ立場が違うとか、資源としての意味が違うという、そういうことを考えた場合は、事務局的なことというよりは、それぞれの主体があって、その主体間の連携および役割分担であると。そう書き分けた方がわかりやすいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

委員より「はい」の声あり

○委員長 じゃあ、そういう意味付けで役割分担と協働については定義しておくことにさせていただきます。第3条・第4条関係の主権と役割分担のところについては、それで分けさせていただきます。

その次に、持続的発展・多様性の尊重というところでありますけれども、この言葉自体が大変難しい言葉でありますので、理解をどうするかということについて、少し、ご提案いただきました方で説明していただけますか。

○山本雅委員 目的としては持続的発展というのが原則の方で書きますので、それを目的としています。その持続的な発展のためには多様性を認めていくと、各々、一人ひとり多様性を認めていって、ともすると声の大きい人の意見だけが通っていくと、それだけが民意だということになりかねませんので、少数意見にも耳を傾け、その意見を尊重していく。1人ひとりの考えを検討していくという形をしていくことが、結果としては持続的な発展につながっていくというように、こういう形でまとめさせていただきました。

○富野委員長 これについてちょっと、持続的発展をどういうふうに理解するかということですけども、これについては米原市のものを書いてありますけども、持続的発展というのは普通、環境を守っていくとか、環境面での持続性ということとはよく言われているのですが、ここで使っている言葉はそれよりもう少し広い概念です。

どういう意味かと言うと、社会がこれから無限にたくさん資源を使って発展していくなんてことはあり得ないと。やはり環境と調和して一定の豊かさを実現していくことが必要だろうと。つまり、私たちは資源やエネルギーを無限に使って行って豊かさを獲得していくのではなくて、いろいろな人々のつながりや有限な資源の中で多様性を獲得しながら地域づくりをやっていくことが大事だと。こういう概念です。

したがって、持続的発展という意味合いは、3つの要素があります。1つは、環境が持続しなければ私たちは生きていけないわけですから、環境的持続性をどうやって守るか。環境保護であったり環境創造であったり、環境をより人間と生物にとって豊かなものにしていくかということですね。2つ目は経済的持続性と言います。これは、私たちの社会が発展を遂げるためには、まず雇用が確保されなくてはならない。人々は食べていけるような雇用が確保されていくためには、地域の経済が商工業という形でそれなりに外から入ってきたお金だけではなくて、地域の中の自立的なお金が回っていくような仕組み、地域の商業の発展も含めた雇用の確保と経済の循環、これが一定地域の中で確保されると。これが2つ目に必要です。

もう一つ必要なことは、お金や環境がいくら豊かであったとしても、人々が人間らしく生きるためには、地域の中で人々のつながりや助け合いや、豊かな人々のつながり合い、昔で言えばユイとか、そういうものがあって初めて人間らしく生きられるのだと。人間らしく生きられない社会は持続する可能性があるとは絶対言えないはずだということですね。

ですから、持続可能性というのはその3つの要素があるということの理解がまず必要だということについて、これは本文には書けませんので、解釈のところで、持続可能性というのはこういう意味を持っているので、それが確保できるようなまちづくりということなんですよということを書いておいた方がいいかも知れませんね。これはこれでいいと思うのです。

それと、多様性の尊重というのはどういうふうにつながるかという問題で、米原では非常にいろいろな議論があったわけです。これがそもそも導入されたのは、在住外国人の方々の問題と、女性の権利をどうするか、男女共同参画社会をどうするかというところの具体的な課題があったのです。それを自治基本条例にどういうふうに組み込めるのだろうかという話が、その辺がなかなかうまく解決できなかったのです。

その一方で、米原市は合併しました。合併して旧町のいろいろな特徴があるわけですね。あるいはそれまでのいろいろな活動があったり、地域づくりがあったのです。そういうものをどうやって活かしていったらいいだろうかという問題があって、その2つのことを1つの概念でまとめたらどういうことになるのかというように最終的になって、そこで多様性を尊重していこうと、つまり地域の多様性を、地域の歴史や文化や人々の活動、そういうものを守っていくというのと、一人ひとりが人間として尊重されるためには、男女共同参画とか高齢者福祉とか、いろんな多様性について考えていく必要があ

ると。そういう多様性の尊重というのは2つの側面を含めてここに入れたわけです。

ですから、持続的発展と多様性の尊重というのは、おっしゃるとおり、今聞いていてなるほどなと思ったのですが、実は分けたのですが、たぶん今のご意見のとおり、つながっているなと思いました。環境的持続性という中で一番大事なのは、循環型であるということと、もう一つは生物の多様性というのがあるのです。多様な生物が生きられる環境でなければ、人間も生きられないということです。そういう環境の持続性の課題があるのです。

環境についても確かに多様性が重要であると。経済についても、大企業が立地して非常に大きな経済的活動を持ってくるといふこともあるし、地場の商工業、中小の方もきちんとした生活ができると、いろいろな経済が多様な要素を持っていないと、非常に地域が脆弱になってくるのです。そういう意味でも多様性は必要だと。

地域社会については、今申し上げたいろいろな地域性とか歴史性とか、人々の男性・女性の格差とか、そういうことも含めて、人間が人間らしく生きられるためのネットワークをちゃんと組むということも必要なもので、確かに5条と6条に分かれていたものが、一つにまとめて書かれたほうが、なかなかいいなという感じは持ちました。私は納得しちゃったのですが、皆さんはどうですか。そろそろそういう理解であるということ前提としてまとめていくのは大変いいんじゃないかと思います。西澤委員いかがですか。

○西澤委員 今の持続的発展のところですけども、私も持続的発展というのは大切なことだと思うのですが、なぜそれが大切かと思うかなというところ、やっぱり結局は未来の大人、今の子どもたちによい環境をとということだと思うので、もうちょっとここで子どもたちにとって、この条例は何もないので、もっと盛り込んでいったらいいと思います。

○富野委員長 それは、すばらしい考えですね。

○西澤委員 町内には小・中・高と今ありますけど、町民としてつくった場合、小・中はもちろん町内の子どもですけど、高校は違うところからも来られるので、その子たちにもその勉強とか教育をしてもらう方がいいと思います。

○富野委員長 そうか、そういう考えをしないとね。

○西澤委員 なぜこの持続的発展を求めているのか、それは子どもたちがよりよい環境でこれからこの町に住んでほしいからというところを、もうちょっと盛り込めたらいいかなと思います。

○**富野委員長** そうですね。そっか。持続的発展という中で、そういう事態が一つかかるという点、多様性の尊重というものがあって、我々は未来に対する責任みたいな、そういうことの中に子どもたちのことも含めて書きこんだらどうなのですかね。持続的発展というのは、我々が未来に対して責任を持つということですね。今、自分たちが豊かであればいいということだけではありませんよというのが、持続的発展の一番大事なことです。ですから、そういう意味では子どもたち、未来に対する責任を我々は負ってるという意味の中に、子どもたちのことを含めて書きこんだらいいかも知れませんね。おっしゃるとおり、なかなかいいですね。子どもたちのことをちゃんと書いておかないといけませんね。

○**山本雅委員長** そうしますと、最初の方ですか、問題点で学校教育を問題であると何人かがあげられておりますけど、そこで子どもに関することを入れれば、その文言で学校教育の方も考えていかんとあかんというふうに、影響を及ぼすことができるのですね。

○**富野委員長** そうですね。

○**藤澤委員** 持続的発展の中に含まれる内容というのは、すごく多いですね。学校教育もあるし、環境の問題もあるし、2-3のあとの1.2.3.4…と結構たくさん、しっかりと項目としてあげていただきたいなという気がしますね。

○**富野委員長** そうですね。

○**道明委員** 教育の問題が、学校教育が出ているので、僕の専門なんですけど、教育というのは大きく文部省の指導要領というので大きく枠組みをされているわけです。しかし、その中には地域の特性を生かした教育をやれという項目も入っている。けど、現場ではなかなか地域の特性を生かした教育までは、教えることが多すぎる、時間がなくて、へんなゆとりということで時間が削減された。元に戻りつつあるんですけども。なかなか期待したほど教育は動かない。というのは、もちろんご存じのように、学校教育だけに押し付けるのではなくて、家庭教育・地域教育があって初めて教育が成立するものであって、学校教育だけに文言を持っていくと、誤解されやすいし、できないと思います。

先ほど持続性のことを言われて、町民憲章の文言、僕は嫌いなところがいっぱいあるのだけど、ほぼこれで持続性の先生が言われた3つの要素は抑えられると思いますね。豊かな資源環境、人権の問題、働くということ、ほぼこれで3つの内容は抑えられているとは思いますが、これがどれだけ町民に浸透して、どれだけこれがお題目に終わらないという施策が必要ですね。ここにはいいことが書いてあるのだから。

○**委員長** 確かに町民憲章は持続的発展でまとめられちゃいますね。なるほどな。

○**道明委員** ぼくは、そう見たんですけれども。ここでひっかかるのは、豊かな自然、豊かな自然なんて言われているけど、愛荘町にほんまに豊かな自然なんてあるのか。川にメダカがいますか、フナがいますか、魚がいますか。いつもホタルが飛び交っているかな。どうやら。

○**富野委員長** でも、そういうことが書かれると、逆に我々はどういうように自然と対面していけばいいのかということ、行政としても町民の皆さんとしても具体的に考えていきたいと思いますとやらざるを得ないから。

○**道明委員** やらなくてはならないのです。それが大きな持続性につながる、将来の子どもたちの残すもの。アフリカのサンコンさんがテレビで言われた有名な言葉、アフリカに住んでいる私たちは、この環境は子どもたちから預かっているのだと。このまま子どもたちに返さないといけないのだということをアフリカの人言う。だから、必要以外の獲物はとらない。必要以上の耕作物は要らない。「次の世代に返さなければ」というあの精神に、僕は大いに感動した言葉の1つです。今は、とれるものはとれるだけとれと。魚でも、いたら1匹残らずとれと。

○**山本雅委員** だから一皿100円で食べられるのですけどね。

○**道明委員** 魚もイノシシもシカもとっているけどね、でもあれも大事なことですよ。間引かないといけないし。シカなんてあれだけ増えたら、逆に自然環境が変わってしまう。

○**藤澤委員** この憲章をお題目で終わらせないために、条例できちんとしないと、だから重複して、もっと内容が働きかけにつながる方向で、

○**山本雅委員** 順番が逆なんですけど、こちらで持続的発展という条例ができて、それに基づいてこういう憲章ができましたよという手順ならいいのですけど。

○**富野委員長** これは持続的発展でまとめられるから、全く矛盾はないですね。大丈夫だった。

○**道明委員** もうちょっと文言をね。もうできてしまっているから言えないけれど。

○**富野委員長** これを照らし合わせながらやっていくと、別に矛盾はないので、いいですね。まさにこれは持続可能性の部分ですよと、議会でも説明できますよね。

○**道明委員** 先ほど言った教育の中で、もし私が現場の校長であれば、特に小学校高学年から中学生にかけて、私たちのまちにはこういう条例がありますよという、条例学習会などをやっていく手立てなどを教育でもっていくと、より浸透していく施策の1つではないかと思います。

○**藤田委員** 3番目が、若人だけが夢を持つみたいですね。高齢者がいきいきとしたまちをつくらないといけないと言っているのに、これはおかしいね。

○**細江主監** 夢が持てるようなという意味です。

○**委員長** 持続可能性という概念は未来に対する責任ですから、そういう意味では我々生きている人たちは、もちろん大事だと。しかし、その次の世代について我々は負債を負わせるようなことをするのはやめようということですから、文言は別として、それを入れましょうよ。やっぱり、これは大事ですよ。

○**藤澤委員** 条例の学校教育というのは、次世代を地域で育てていくという意味合いのものであって、学校教育の現場とはまた違うというところを特色づけるといいですね。

○**富野委員長** 解釈をどの程度書き込むかは別として、基本的にそういう文言を入れるということを、まずここで確認しておきましょう。文章そのものと解釈をどこまで書き込むかということについては、また議論を進めていけばいいと思いますから。そういうまとめでよろしいですか。

委員より「はい」の声あり

○**委員長** では、持続的発展・多様性の尊重のところはそういうようにします。次に情報の共有についてですが、先ほどから公開・共有ということについては皆さんそれぞれでだいたいご納得いただいているようですが、それ以外に何か特に入れておく必要があるでしょうか。

○**藤澤委員** 情報の共有で先ほど言われたのですが、情報公開とか個人情報の条例ができ上がっていく場合に、それとのかかわりは考えていく必要はあるのではないのでしょうか。

例えば、いろいろな準備の活動をしている場合に、具体的には個人情報だけでもある程度目的に合わせた共有も必要になってくるし、その場合個人情報の条例にひっかかっては、だめだということになってきたら、活動がある程度制限されていくこともあるし、その辺のかかわりはすごく感じるのですけども、先にそういうのがぱっとあると、「なに？」ってそこで終わってしまうのが、しんどいですね。

○富野委員長 皆さん、そういう感じですね。

○山本雅委員 よほどの個人情報でない限りは原則すべて公開というのが私の考え方です。

今おっしゃるような、例えば地域の子ども会でも、新しいアパートがあって子どもがいるかどうかわからないと。学校には名簿があるので見せてと言っても、個人情報で出せないということもありますね。地域の活動のために欲しいと言っている、そこで本当にその書類が終わるならいくらでも出せるわけですが、それが第三者にわたって行って、何に使われるかわからない。その心配があるので、出したいけども出せない。これは致した方ないと思います。

今ここで言っている共有も、そこまでのものを何が何でもの出せと言っているのではないわけです。ただ、いろいろな情報で、我々に早い段階で伝わってきていいのに、伝わってこないことがあまりにも多すぎる。後から、「実はこうでした」という話ではいけないということで、あえて、公開ではなくて共有だという言葉を使っているというのが私の考えです。

○藤澤委員 けど、個人情報保護法というのは、私が勉強させてもらった中では、ある程度何かをするための活動に最小限必要な、目的がはっきりしていて、対象がはっきりしてて、それに必要で最小限なら、それは提供してもいいものですね。

あれができたのは、企業がよくない利益のために、そういう情報がリストが流れるということをまず防止するためのものであって、地域で、1,000人以下での活動で目的・対象がはっきりしていることに対して情報を公開するのは、法令に違反することではないというようなことは勉強させてもらったのです。でもやはり、町で条例ができてしまっていたら、そういう理屈を言ってみても、「だめです」で終わってしまっているところがあるので、その辺はもう少し幅を広げられないのかなと思います。

○道明委員 この町にはもちろん、必要に応じて個人情報保護条例というのはできあがってしまっているから、その条例の上に立つのが、この情報の共有という文言であります。だから町の条例を1回読んでみる必要がありますね。

ここに書いてある大原則は、まちづくりに関する情報は、愛荘町の公共的財産であり、町民・事業者等および町において共有されることを原則にするというのを、もしやりか

えたとしたら、これはもう上であるのです。そして個人情報の条例があって、特に山本さんが言われるように、その財産をできてしまってから「はいこうですよ」ではだめ。いろいろな広報活動でもって情報はずっと流されている。

次に、区の仕事をしていました。けど、町から出る内容をどれだけ町民が興味を持って読んでいるか。たとえば常会でいろいろ配りますが、家に帰ったらすぐゴミ箱生きです。あの手立てをもっと考えていかなかったら、町が主体的に情報を出している、それをどう受け止めるかという、果たして今までどおりの広報活動でいいのか。何かもうちょっと考えていかないとだめだと思います。要求するだけで、実際何人の人が広報を最後まで読んでいるかということも考えると、けど、これは大原則のことだから、特にまちづくりに関するのなら、そんなことはもう、こういうことをしっかりうたってあれば、安心して、けどこれに反する愛荘町の個人情報保護条例がひっかかるような内容であれば、当然変えてもらわないといけません。こちらが上だから。

○富野委員長 それについてそんなに心配することはないなと思っているのです。大きな法律は、国でも法律が改正される時は、関連法規は一緒に改正案を出すのです。だから、たとえばここで本当にまずいという状況がもしあるとしたら、自治基本条例を提案すると同時に、個人情報保護条例とか情報公開条例の改正案を一緒に出せばいいのですよ。それも1つの解決策です。そうすると、矛盾があるではないかということについては、いやここで一緒に改正させてもらいますので、矛盾はなくなります。基本原則に沿ってご理解いただきたいという提案もできるのです。だから、必ずしも今の条例があるから、それが障害になってこちらでは議論できないということはないということを、まず理解していただきたいです。

もう一つは、自治基本条例ができて、すべての条例を一度に変えるようにするかどうかというのは、これまた問題なのです。ですから、一定のものについては経過期間を設けて、その間に何とか処理するというぐらいの感じであれば、それはそれでまたいいのですが、ただ、実際的には原則が決まっているのに、条例に妙にしばられているというのは好ましくないですから、できれば同時に提案するということがいいですね。それで解消できるということを考えておけば、それはまさに町の方がどう考えるかですね。そちらは町に任せるしかないのです、私たちはそういうこともできるのだということを含めて、検討していけばいいのではないかと。それでよろしいですか。

委員より「はい」の声あり

○富野委員長 野々村さん、それでよろしいか。一言ぐらいどうぞ。そういう考えでいいですか。

○野々村委員 行政の立場から、情報の共有ということで、私たちは計画段階から真剣にいろいろな協議ができているかということ、形だけ済ませているようなことに思いまして、山本雅委員からいろいろ言われましたけど、事後公表ではないということ、ものすごく心の中に響きまして、いろいろな意見を聞かないと、いろいろな案も出ませんし、もちろんいろいろな話を聞かないと行政としても成長しないと思いますし、いろいろ考えるともものすごく共有というのは大事で、もちろん僕らもその辺はしっかり頭に置いてやっていかなくてはいけないなということを思っています。

あと、町民の目線から見ると、町民ももっと知ろうと思う、そんな意識、環境、雰囲気、そういうことはつくっていかないといけないというのは、すごく大事だなと感じております。

○富野委員長 情報の共有ということについて、1つだけ注意しておいたほうがいいと思うことが、今のお話を聞いて、すごくいいことをおっしゃっていたのです。情報というのは紙に書かれたものだけが情報ではないのです。これから町は何をやるようとしているかとか、町は何を考えているから、我々は何をしなければいけないとか、そういうことに関する情報というのはすごく大事ですね。

ということは、たとえばこういうところで議論していること自体が、実は情報の共有、すごく大事なものです。そういう意味ではニセコ町の自治基本条例は、まさにそういう形になっているのです。情報を共有するためには、単に文章を提示すればいいだけではないと。町への参加とかそういうことも含めて町民の皆さんと行政が情報を共有し、その中でまちづくりをしていくことが非常に重要なのだと、そういう条例の作り方をしているのです。

ですから、そういう意味では情報の共有というのは、ペーパーとか町が出している広報だけではなくて、まさにこういうところで市民と行政が情報を共有しつつ、いろいろなものをつくっていくという、そういうプロセスも情報の共有なのだと思います。一つだけ今おっしゃったことに対して理解しておかれたらいいと思います。そういうことを解釈の中に書いておかないと、比較的狭くなってしまいます。文書さえ共有したらいいのではないかというような話になってしまったりしますから、そこが大事なところで

すね。

情報の共有については、個人情報藤田委員がおっしゃったとおりのことなんです。総務省は困っているのです。あまり市町村や団体が情報を絞りすぎて、コミュニティが機能なくなっているということは、非常に今、総務省は危惧を感じているのです。だからここを出ている議案はすごく健全で、まちづくりをやっていく上でお互いにいろいろなことを情報を共有しながらやっていく以上、一定程度のプライバシーは守らなければいけないけども、できるだけ共通にもっていくような努力は必要だろうと。守るべきプライバシーと、もう少し広くやっていくことと、情報の個人のコントロール権、自分

は出したくないという人はそれでいいわけですから、その辺のことも含めてきちんとつくっていけば、私は総務省があまりうるさいことを言う必要はないと思うのですね。法律は別でありますけども、実際に地域での運用というのは、コミュニティの問題というのはそうはいきませんから、そこはもう少し幅広くとって、今の条例を変えていっていただいた方がいいのではないかという思いはあります。それは皆さんのご判断しだいですが。情報の共有についてほかに、前川委員どうでしょう。

○前川委員 いろいろ聞かせてもらって、勉強させてもらって、本当に条例をつくるのに解釈をたくさん細かく書いてあげて、皆さんにわかっていただけるような条例をつくりたいなというのをすごく思いました。でないと、取り方によっては本当に、説明があったように、ちゃんと聞いて初めてわかる、聞かなかつたら一方通行になりやすいので、条例には解釈というものを、大変でしょうけども、つけていきたいなという思いがありますね。

○富野委員長 ありがとうございます。3項目目まで議論していきました。今までの議論の中で特にまだ言い足りなかったことなどはございますか。ここは要になるところですので、できるだけしっかりと議論していただきたいです。だいたいよろしいでしょうか。

それから、一応議論はここで切っておきます。これから先また出てくるかも知れませんが、一応ここでの結論はこういうことよろしいでしょうかということにしておきます。

あとは3項目以外に特につけるようなことはありますか、基本原則で。子どもたちのことは中に組み込んでいくとして、あとはどうでしょうか。

○藤田委員長 情報の共有から、7条からずっとまた飛んでしまって、こっちで情報の公開、こっちで個人情報と、また飛んでいくのですけどね。これは1カ所にまとめることはできないですか。情報公開について

○富野委員長 基本原則と具体的な項目をどうするかということは、書き分けた方がいいのかも知れないですね。

○藤田委員 協働がずっときていますね。知る権利が入っていますね。ここからずっと3項目まで情報ですね。情報の整備、公開および提供、議会の情報管理、個人情報、その前に7条にまちづくりの情報の共有、この辺が飛んでいるように思うのですけど。これを1カ所に情報関係はまとめた方がよろしいのではないですか。

○富野委員長 それはまとめ方の問題ですので、それぞれのご意見をいただいた上でと思

います。どうでしょうか。もしよろしければ、今の議論はそこで一応止めておいて、各項目に入って、それをどうやってまとめていくかという議論を、その後でしていったらどうかと思うのですが。よろしいですか。

○**道明委員** 僕の考えるのは、多様性の尊重、すべての市民はとあるのは、愛荘町国際協会を立ち上げようとした時に、1,300人おられる外国の人の何かを、すべての町民といたら町民何ですけど、解釈や運用で「在籍する外国人を含む」とか、何か言葉がほしいですね。

○**富野委員長** それは解釈に当然入れる必要があると思います。そのところは解釈の中に入れて方がよろしいかと思います。

○**道明委員** 時間もだいぶ来たのだけど、先生、今まで第2章までやりましたね。これのたたき台というのは、もう次の会に事務局から出してもらっていいんですね。もっと後ですか。

○**富野委員長** 今回の議論を踏まえて、この面についてこういうまとめになりましたという事は、まとめていただけますか。

○**細江主監** 意見のまとめですか。

○**道明委員** 意見は加味して、実際、たたき台が出てこないといけないですね。

○**細江主監** たたき台のもとになるものですか。いつ出させてもらうのかなと思っていました。

○**道明委員** もう、出てきてもいいやろ。

○**富野委員長** 今のこの形で、たたき台は出していただきましょうか。全体はまだ少し早いでしょうか。

○**道明委員** 全体ではなく、少しずつ出してもらおうと、また検討の余地があるかも知れない。

○**山本雅委員** 今日の、このまとめ方の順でいいんですね。

○**富野委員長** 事務局にそれをお願いして、次回は、私の案としては、項目が多くなりますので、できたら2つぐらいのグループに分けて分担を決めて議論していただけたらいいのかなと思います。こういう形式だと、なかなか全員の意見を聞き出すのも大変ですので、今後こういうことの議論をしていただく時には、そういうやり方でもしよろしければ進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**山本拓委員長** すいません。たたき台が出来るということで、追加の項目はないかということですが、「ありがとう」の言葉というところ辺も議論の一つだったのですが、そういった精神的なものは、地域教育の中に入る要素だと思います。それと「水」が重要な資源だというBグループの発表もありましたので、町を「美しく」ということも、おそらくここにしか入らない言葉だと思いますので、もし、話として入れられるような要素があれば、たたき台の中にも入れていただきたいなと思います。

○**富野委員長** 前文ではなくてこちらに入れるということですね。

○**山本拓委員** 入る余裕があればということですけど。

○**山本雅委員** 環境の項目として「水」というのがありますから、いいと思いますが。

○**委員長** ちょっと無理かもしれないですけど、入れてみてください。入れてみた感じで、せっかく意見があるわけですから、やってみましょうよ。たたき台ですから。完全なものじゃないですから。じゃあ、事務局、大変ですけどよろしく。

今日はそういうことで、中身のある議論をさせていただいてよかったと思います。次回からは各項目の検討ということで進めたいと思いますので、よろしくお願いします。次回の日程、皆さんのご都合はいかがでしょうか。事務局から案はありますか。

選挙は30日になるんでしょうかね。

○**細江主監** 次は何月の予定ですか。

○**富野委員長** 8月は1か月お休みするかどうかですけども、ペースを少し、今せっかく乗ってのってきたところですので、あまり間を空けない方がいいかなという感じもあるんですけどね。

○**山本雅委員** 盆前はどうか。

○**藤田委員** 30日に選挙があると18日公示ですね。

○**富野委員長** 木曜日は27日しか空いていませんね。もっとはじめは、火曜日だと4日ですね。事務局が大変ですね。4日にしましょうか。火曜日、9時半でいかがでしょうか。

委員より「はい」の声あり

○**委員長** じゃあ、そういうことで、事務局は大変ですけども、よろしくお願いします。今日はどうもありがとうございました。